

委員の皆さんからいただいたご意見

	ご意見	対応
1	・少子高齢化という事もあるが、異業種との人材獲得競争が増し深刻な人材不足が進むであろうと思われる為、高校、大学等と連携し、若年層に対して農業の魅力を伝える対策等が必要ではないか。	京都府立農芸高等学校や農学系学部新設予定の明治国際医療大学などとの連携を強化し、担い手となる人材育成の推進について追記しました。
2	・新規就農者の定着を図るには、耕作者のサポートと就農者の組織化が必要ではないか。	実践農場の設置や経営開始資金によるサポートチームの支援の充実により、経営の安定化を図るとともに、互いに情報共有できる仕組み作りを進める旨を追記しました。
3	・高齢化によりリタイアする農家と新規就農者がバトンタッチしやすい環境作りが必要ではないか。	集落での地域計画の実現に向けた取り組みを進める中で、高齢化等によりリタイアする農業者から新規就農者や担い手へのスムーズな移行について追記しました。
4	9ページ（2）生産責の拡大文章中 3行目 「生産コストの低減」 ↓ 「肥料農薬を低減した農業生産を進めること」 こちらの方がわかりやすい文言になると思います。	追記しました。
5	①農業振興について 現在の国の基本農政につきましては、大規模農業を展開する担い手に支援を集中する傾向にあります。地域農業を支える根幹は、大小の規模に関わらず、地域の田畑を耕作する農業者であると考えています。農業者の最小単位まで行き渡る支援制度の確立は難しいと考えますが、農畜産物直売所棟等の地産地消を念頭に置くと、現代に置き去りにされないための、小規模農業者に対する支援制度の確立についてもご一考いただきたく思います。	基本方針①「持続的・安定的な農業経営の確立」にも記載のとおり、小規模な農家が多い本市においては、小規模農家の営農継続が地域農業の存続に直結するとの認識です。具体的な支援制度について明記することは困難ですが、小規模農家であっても生産意欲が向上できる取り組み支援を進めます。具体的な対策としてふるさと納税の活用について追記しました。

6	②農畜産物の販売促進について 農業者から預かる農産物につきましては、主に市場を中心として販路を確保していますが、今後は地産地消を促進する観点からも、行政に相談に来られる実需者等の情報提供を共有いただきたく思います。 農産物の小売対応の拡充のためにも、実需者とのマッチングに係るご指導を賜れば幸いです。	農産物の出口対策は大切です。実需者からの相談実績は少ないですが、実需者と生産者が繋がる機会は大にしたいと考えることから、商工観光課やJAさんなど関係者と連携し実需者とのマッチングによる販売促進について追記しました。
7	P16、基本方針② 農作業受託や利用権設定を通じて→農地中間管理機構に変更	修正しました。
8	P16、方策① 南丹農業振興地域整備計画→南丹市農業振興地域整備計画（追記）	南丹農業振興地域整備計画が正しいためそのままとします。
9	P16、方策① 農業や農村が有する多面的機能が発揮されるよう、「多面的機能支払い交付金を活用し（←追記）」農地や土地利用…	追記しました。
10	P16、方策② 話し合いにより作成する地域計画により→話し合いにより作成された地域計画の実現に向けて（←変更。また、全体的に地域計画のトーンが弱いように感じます。）	修正及び貸付希望農地の担い手への情報提供について追記しました。
11	P17、基本方針③ ブランド京野菜の産地であるとともに過去には（←削除）米の食味ランキングで「特 A」を獲得する（←「獲得したこともある」に変更）良食味米の産地でもあります。	修正しました。
12	P18、③環境負荷低減農業 みどり認定→「 <u>京都府</u> みどり認定」（←追記）	追記しました。
13	P18、基本方針④農業振興のためのネットワーク強化 「……ネットワークの構築を検討します。」→検討ではなく実行するのではないかな？ また全体のトーンとして連携を強化してどんなことをするのか、HPやSNSでどのような情報発信するのか具体的に記載されたほうが良いのではないのでしょうか。	修正及び内容について追記しました。
14	P20、新規就農研修資金償還事業及び農業次世代人材投資事業 ←新規ではもう受け付けて	令和6年度時点の制度を記載するようにしていることから事業の説

	いないが本事業を記載するのか？	明は残し、事業・制度名欄に新規採択がない旨を明記しました。
15	P20、新規就農育成総合対策事業 ←経営発展支援事業の記載がない	追記しました。
16	P20、認定農業者制度 市町村 ←「市町村等（等を追記）」が認定し…	追記しました。
17	P21、生産・流通改善条件整備事業 ←冒頭に「京野菜等の」を追記	追記しました。
18	P22、京の水田農業総合対策事業 内容が P21 と異なる。統一した方が良い	P21 の内容に統一しました。
19	P25、みどり認定 京都府みどり認定（←追記）	追記しました。
20	P25、環境保全型農業直接支払交付金 施用を京都府の慣行レベルから（←追記）5割以上低減する	追記しました。
21	○南丹市農業振興推進協議会委員名簿について 三崎正子委員の所属「美山町農業者（女性農業者）」とあるが、農業者の制度変更により、令和2年度から「指導農業者」と「女性農業者」が一体化されて「指導農業者」となっている。 「美山町農業者（女性農業者）」の記載は、「美山町農業者（指導農業者）」、「美山町農業者（女性）」、「美山町農業者（女性委員）」などの記載を検討してもらいたい。	美山町農業者（女性）としました。
22	○P20 の参考の記載について 事業・制度名に記載されている「新規就農研修資金償還助成事業（府）」「農業次世代人材投資事業（国）」は、令和6年度現在、事業の支援を受けている農業者はいるものの、新規の事業採択は行われていない。 事業・制度名に「新規就農研修資金償還助成事業（府）」「農業次世代人材投資事業（国）」の記載が無い場合、市の内部での予算要求時の説明が困難になるのであれば記載が必要だと思うが、農業者などが振興計画を見て、事業を活用したいと要望しても活用できないので、記載の必要性について、再度、検討してもらいたい。	令和6年度時点の制度を記載することから事業の説明は残し、事業・制度名欄に新規採択がない旨を明記しました。

